e　「権限のある当局」とは、日本国政府に関しては政府の機関、インド共和国政府に関しては政府の機関であって、各締約国政府により、秘密軍事情報及び送付済秘密軍事情報の保護についてそれぞれの国内法令に基づく権限の範囲内で責任を有する当局として指定されるものをいう。

f　「送付済秘密軍事情報」とは、両締約国政府の間において直接又は間接に送付される秘密軍事情報をいう。秘密軍事情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密軍事情報となる。

g　「秘密軍事情報取扱資格」とは、各締約国政府の適当な手続により個人に付与される適格性であって、秘密軍事情報及び送付済秘密軍事情報を確実に取り扱うためのものをいう。

h　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

第二条

送付済秘密軍事情報は、この協定の規定が受領締約国政府の国内法令に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第三条

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密軍事情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、第十九条に規定するところに従って、この協定の可能な改正について検討するために相互に協議する。その間、送付済秘密軍事情報は、提供締約国政府が書面により別段の承認を行わない限り、この協定の規定が受領締約国政府の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。

第四条

1　この協定に基づいて提供される秘密軍事情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

日本国政府にあっては、「極秘（機密）」、「特定秘密（機密）」、「極秘」、「特定秘密」又は「秘」と表示される。

インド共和国政府にあっては、秘密軍事情報は、「TOP SECRET」、「SECRET」、「CONFIDENTIAL」又は「RESTRICTED」と表示される。

2　表示が物理的に不可能な秘密軍事情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対し秘密指定を通知する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通知する。

3　受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密軍事情報に提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	インド共和国
極秘（機密）／特定秘密（機密）	TOP SECRET
極秘／特定秘密	SECRET
秘	CONFIDENTIAL
対応する秘密指定はないが、インド共和国政府により別段の通知がある場合を除くほか、秘として保護する。	RESTRICTED

第五条

1　国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国政府については、外務省

インド共和国政府については、国防省

2　国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3　国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

4　両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通知する。

第六条

両締約国政府は、次のことを確保する。

a　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三国の政府、個人、企業、機関、組織又は他の団体に対し、送付済秘密軍事情報を提供しないこと。

b　受領締約国政府は、自国の国内法令に従い、送付済秘密軍事情報について、対応する水準の秘密指定がされている自国の秘密軍事情報に与えている保護と同じ水準の保護を与えること。

c　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密軍事情報が提供された目的以外の目的のために、送付済秘密軍事情報を使用しないこと。

d　受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、送付済秘密軍事情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守すること。

e　各締約国政府は、秘密軍事情報取扱資格を有しており、かつ、秘密軍事情報及び送付済秘密軍事情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持すること。

f　受領締約国政府は、送付済秘密軍事情報の配布及び当該情報へのアクセスを管理するために、当該情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定すること。

g　提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した秘密軍事情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通知すること。

第七条

1　いかなる政府職員も、階級、地位又は秘密軍事情報取扱資格のみにより、送付済秘密軍事情報へのアクセスを認められてはならない。

2　送付済秘密軍事情報へのアクセスは、政府職員であって、職務上当該アクセスを必要とし、かつ、受領締約国政府の国内法令に従って秘密軍事情報取扱資格を付与されたものに対してのみ認められる。

3　受領締約国政府は、政府職員に対する秘密軍事情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該政府職員が送付済秘密軍事情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保する。

4　受領締約国政府は、送付済秘密軍事情報へのアクセスを認めようとする政府職員に関し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令に従って適当な手続を実施する。

5　提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密軍事情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、必要な水準の秘密軍事情報取扱資格であって第四条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものを有していることについて保証を得る。

第八条

1　一方の締約国政府の個人又は契約者が他方の締約国政府により保持されている秘密軍事情報へアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の事前の承認によってのみ行われる。当該訪問の承認は、当該個人又は契約者であって、前条及び第十六条の規定に従って必要な水準の秘密軍事情報取扱資格を有しており、かつ、職務上そのアクセスを必要とするものに対してのみ与えることができる。

2　訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の関係する権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の関係する権限のある当局に対して提出される。当該申請には、訪問を行う個人又は契約者が、前条及び第十六条の規定に従って必要な水準の秘密軍事情報取扱資格を有していることの証明を含める。

第九条

秘密軍事情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、自国の国内法令に従い、全ての秘密軍事情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密軍事情報を受領するまで責任を有する。